説明資料

この書き方については、申告書の様式について一般的なこと、主なものについて説明していますので参考に して記入してください。

【記入上の注意】

・収入金額等は、前年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)の状況について記入してください。

・収入がなかった人は、「収入がなかった人の記入欄」(※)で該当する数字を〇で囲み、その内容を記入して提出してください。(収入がない場合でも、町県民税の算定や所得証明等に必要になることや、国民健康保険税の軽減が受けられることがありますので提出してください。)

1 住所・氏名・職業等

住所、フリガナ氏名(代理申告の場合は、代理人氏名もあわせて)、個人番号(マイナンバー)、生年月日、日中連絡の取りやすい電話番号・職業を記入してください。

2 収入・所得金額

①【営業等·農業】

小売業・飲食店業・サービス業などの営業から生じる所得、医師・ 弁護士・保険外交員・大工などの 事業、農業から生じる所得。 ※営業等・農業の所得があった人 は、裏面『8 営業等・農業所得収 支内訳書』欄に記入してください。

(裏面)

8 営	業等・農業所得り	▽支内記書
	所所在地	~~!'/!!
業種	名・屋号	
	科目	金額(円)
	売上(収入)	
収	家事消费	

※事業専従者については申告書 <u>裏面「11</u> 事業専従者」欄に記入 してください。

※給与・賃金については申告書 $\underline{8}$ \underline{a} Γ 12 給与・賃金」欄に記入して ください。

②【不動産】

家賃、地代などによる所得。 <u>裏面</u>「9 不動産所得収支内訳 書」欄に記入してください。

(車面)

不動産所在地 貸付	面積(m²)
科目	金額(円)
科目家賃収入	金額(円)

申告書表面(上段)

		令和	14年度	町氏税 県氏税 国民健康保険税	申告書	可理	ш]	長	栜	五年前夕			2134		
١.	1 1	主所	·氏名·職業	装等	令和	口 年	月	日	提出						
							200.01	e b	収入	、がなか・ ☆タ (った	人の記	記入欄	(X)	
	任	:所				1	学生で		-0 1	父名 (年金等を				*****)
			-			2				遺族年金			-0		Р
		ガナ)					雇用任			未険)·労			の給付を	受けてい	<i>†</i> =.
	片片	名				3			В	в ~	4		8 8		円
		人氏名 申告の提					生活化			る生活扶					- 1
						4		年		В			/test		日
	個人	、番号					以下			又は援助					
			明・大・	昭		_ 5	(住所	Ē)							
	生年	月日	•平•		月	日一	(氏名	·続	丙)						
	雷	話		week Alle				1(生	舌費の)状況等)					
١	番	号		職業		6									
l				A 収入金額(円)) B 必要約	圣費(円		C ±	空除額	(円)	-	1	金額(A-I	B-C) (円)
	2	事	営業等				専 従				-	営			
	400	業	農業	<u> </u>			者 控				2	17.5			
	総		不動産	(2)			除				3	不			
	合		利子	_		_	_ `				4	利			
	課		配当								(5)	配			
	税	給与	一般	(3)							6	給			
			専従者	•							-				
	の	H	公的年金等) 所						(+D+/\)		
	所	雑	業務	(4)			得額				7	雑			
	得		その他	A 収入金額	B 必要経費	T 0 **=		1	D Sele	別控除	_	TE 48	A ## (C	-D) (円)	
	金	総合	短期	A収入金額	B 必安詮貨		金額(A-	円 円	D 桁	別控係		短短	金領(C	-D)(円)	
	額	譲渡	1	Ħ	E	3		Ħ		Ħ		長			
	积		一時	H	E	3		Ħ		Ħ					
				 		ハ+{(二+ホ)	×1/2	2}		(8)	籍			
			合計		①から®ま [*]		,				9				
П	-														

③【給与】

勤務先から受ける給料、賞与など、給 与「一般」欄に記入してください。 事業専従者の人は「専従者」欄に記入 してください。

※源泉徴収票をお持ちの人は、源泉徴収票の『支払金額』欄の数値を記入し、その源泉徴収票の原本又は写しを提出してください。

※源泉徴収票を交付されていない人は、 申告書裏面「10 給与所得の内訳」に記 入してください。

(裏面)

10 給与所得の内訳							
日給などの給与所得のある人で、源泉							
月	収入金額(円)						
1月							
2月							
3月							

4【雑】

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などによる所得。

源泉徴収票の『支払金額』欄の数値を 記入し、源泉徴収票の原本又は写しを 提出してください。

<業務>

原稿料、講演料又はネットオークション などを利用した個人取引若しくは食料品 の配達などの副収入による所得 <その他>

互助年金、生命保険の年金など他の所 得にあてはまらない所得。

※<業務>と<その他>については、「収入金額」と「必要経費」を記入してください。収入や必要経費が明記された明細書が送られてきている場合は、その明細書の原本又は写しを提出してください。

(所得から差し引かれる金額)

(5)【雑損控除】

3 所得控除

損害の原因、損害年月日、損害を 受けた資産の種類、損害金額、保 険金等からの補てん額、差引損 失金額のうち災害関連支出の金 額を記入してください。

※り災証明書や保険金の支払明 細書などを提出又は提示していた だく必要があります。

⑥【医療費控除】

「A 支払った医療費」と「B 補て んされた金額」を記入してください。 <支払った医療費>

医師・歯科医師などに支払った診療費、治療費、病院などの入院費など。

<補てんされた金額>

健康保険組合などから補てんを受ける療養費、分べん費や生命保 険契約等に基づき支払を受ける 入院給付金など。

※領収書を医療機関ごとにまとめ た明細書を作成し提出する必要 があります。(領収書の提出は不 要)

(7)【社会保険料控除】

保険料の種類ごとに支払った金額を記入してください。

※社会保険料の支払いをした旨 を証する書類を提出又は提示して いただく必要があります。

※配偶者・その他の親族の社会 保険料のうち、年金から差し引か れたものは除かれます。

【小規模共済控除】 小規模企業共済等掛金

小規模企業共済等掛金控除が適 用となる場合、支払った金額を記 入してください。なお、支払った掛 金額の証明書が必要となります。

⑧【生命保険料控除】

あります。

「一般生命保険」、「個人年金保険」、「介護医療保険」のそれぞれの支払保険料を記入してください。なお、「一般生命保険」と「個人年金保険」については、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等の支払保険料は『旧』に、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等の支払保険料は『新』に記入してください。 ※支払保険料の金額の証明書を提出又は提示していただく必要が

申告書表面(下段)

$\overline{}$																	
		損害の原因		担	害年月日	1	損物	を受け	た資産	の種類			Ħ	害金			
	雜損 (5														F	(10)	
	/ JA (3)	,	-	保険金領	からの補	てん額四		差	引損失	金額の	252	き関	惠支出	の金額	Ē		
	04 ± 5	A 支払った医療	5歩	B 補て	ムキカ	た全質	-	学 己[金額	(Δ=E	2)	D (9	005	0/ V /	は10万円		C-D
λ.	従来の		F	D THI C	NCAU	円		左フ	亚亞	(A-L	円	0	0000	70 🔨	410/J	1	C-D
3	医療費(6	A 支払った医薬	口曲	D 1db-r) +h	と 公布		* 1	金額	/ A . F	2	D				(11)	
所	セルフメディ	A 又払った医薬	四貫	B 相C	Next	た金領		左り	金賀	(A-E	円 円	<u> </u>		2.0	100		
得	ケーション						70 80			706				2,0		-	
控	社会保険料	国民健康保険		所齡者医療	保険田	介護	保険	-	[3	国民年	- 金		その	他社	会保険料	12	
除	7														Г.	100	
^	小規模共同	支払った小規模	企業共	済掛金	と心身	障害者	快養:	共済	卦金						F	13	
所	th A to paylet	新一般生命保険	旧一	般生命		「個人年	E金(日個	人年	金化		介	英 医	療保険	- 0	
得	生命保険料	8) "			円			H				円			P	14)	
から	地震保険料	9地震保険	-			円	旧	長期	共済						Р	15	
差		ロひとり親	一曲	労学な	# 2	 学校名	()		選挙 じょく	140	専修学校等	1	
ī	ひとり親・寡婦 勤労学生	10							,, ,,,,,							16	
引	刻ガチエ	₩ □寡婦		□死別	;!] 	□離如	F		生死	个 明			一	帰還	_		
か	mis eta eta	氏名				障害	の程	度							級度		
れ	障害者	氏名 (11)				障害	の程	度									
る金	配偶者控除•	氏名 _			配偶者	 の合計所得	I		4	固人	番 身	 }-			調整控制	1	
額	配偶者特別控 除•同一生計配	生年 明·大 12)					-		тт'						-	(18)	□同一生計配偶
DR	(株・同一生訂配 偶者	月日昭・平	•	•													者(控除対象配偶者を
		氏名	統柄		生年月	日				個人	番号	-	_		調整控除	ŧ	扶養
				明・大昭・平	•	•											
	扶養	(13)		明•大		•			\Box						(14	19	
				明·大			+		+	-						1	
				暍・平	•	•										_	
		氏名	続柄	-	生年月	日	-			個人:	番号	 			調整控制		基礎
4	16歳未満の			平・令	•	•										20	45 吨
	扶養親族			平-令												合	10~20の合計
	記入欄		+				+	+	++	+	+	+	+	+	+	計	
				平・令	•	•										ΒI	

4 16歳未満の扶養親族記入欄

16歳未満の扶養親族について、扶養親族 の氏名、続柄、生年月日、個人番号(マイ ナンバー)を記入してください。個人住民 税の非課税限度額の算定に扶養親族の 数が用いられます。

⑨【地震保険料控除】

「地震保険」と「旧長期共済」のそれぞれの支払保険料を記入してく

※支払保険料の金額の証明書を 提出又は提示していただく必要が あります。

⑩【ひとり親·寡婦控除 勤労 学生控除】

ひとり親控除が適用となる場合は ②をつけてください。また、寡婦控除の場合は死別・離婚・生死不明・未帰還のいずれかの該当項目に②をつけてください。 勤労学生控除が適用となる場合、 学校名を記入してください。

①【障害者控除】

障害者控除が適用となる場合、障害者の氏名、障害の程度を記入してください。

※障害者手帳などを提示又は写 しの提出をしていただく必要があ ります。 ⑫【配偶者控除·配偶者特別控除·同一生計配偶者】

配偶者控除または配偶者特別控除が適用となる場合、配偶者の氏名、生年月日、配偶者の合計所得金額、配偶者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

(3)【扶養控除】

扶養親族の氏名、続柄、生年月日、 個人番号(マイナンバー)を記入し てください。

※扶養控除の対象とならない16歳 未満の扶養親族については、「4 16歳未満の扶養親族記入欄」に 記入してください。

(4)【調整控除】

所得金額調整控除の金額がある場合で、かつ他の納税義務者の扶養親族とされている「配偶者(特別)控除」の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者に該当する人がいる場合はチェックしてください。

(「控除対象扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」の 対象とならない特別障害者又は23歳未満の扶養親 族がいる場合も同様。)

※ 詳しい書き方やご不明な点がありましたら、岡垣町役場税務課住民税係(TEL093-282-1211 内線271・272)までお問合せください。

令和4年度 個人住民税(町県民税)について

●個人住民税の計算のしくみ

前年の 所得金額 (総所得)

所得控除 課税総別 の合計額 得金額

税率6% 県民税 税率4%

調整 税額 控除 控除

町民税 町民税 均等割額 所得割額 県民税 県民税 所得割額 匀等割额

町民 税額 県民 税額

町民税額と県民税 額の合計

個人住民税

※土地建物の譲渡所得、株式等の)譲渡所得等 分離課税の所得は、税率 異なります

●所得金額

所得の種類(総所得) 所得金額は、収入金額から必要経費等を差し引いた金額です 営業等 サービス業、医師、外交員、大工、漁業等の事業から生ずる所得 農業 農産物の生産、果樹栽培、酪農品の生産から生ずる所得 貸家、貸事務所、地代等の賃貸料、貸付の権利金・礼金等 不動産 公社債や預貯金の利子等 株式または出資の配当等 総合課税の配当 合与、賃金、賞与等から生ずる所得(※) 雑(公的年金等) 国民年金、厚生年金、共済年金、恩給等から生ずる所得(※) 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した 雑(業務) 個人取引若1人は食料品の配達などの副収入による所得 雑(その他) 生命保険の年金(個人年金保険)、他の所得に当てはまらない所得 土地建物以外の資産(車両、機械等)の譲渡による所得 総合課税の譲渡 (短期・長期) 《短期は、資産の取得後5年以内に譲渡したもの。長期はそれ以外 一時 生命保険の満期返戻金、賞金、 懸賞金当選金等の一時的な所得

※所得全額調整拡降

- . 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア~ウのいずれか 該当する場合
- 特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者も【くは扶養親族を有する 【所得金額調整控除額の算出方法】
- (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は、 1.000万円) -850万円) ×10%
- 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所
- 得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等 に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合 【所得金額調整控除額の算出方法】 (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は、10
- 万円) +公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は、10万円))-10万円
- …。/ . の控除有⇒1. の控除使用後の金額から控除。

【給与所得の速算表】

給与収	入金額	〔 (円)	給与所得	金額(円)
	~	550,999		0
551,000	~	1,618,999	給与収	入金額-550,000
1,619,000	~	1,619,999		1,069,000
1,620,000	~	1,621,999		1,070,000
1,622,000	~	1,623,999		1,072,000
1,624,000	~	1,627,999		1,074,000
1,628,000	~	1,799,999	給与等の収入金額を	$A \times 2.4 + 100,000$
1,800,000	\sim	3,599,999	「4」で割って、千円未満	$A \times 2.8 - 80,000$
3,600,000	\sim	6,599,999	を切り捨てる・・・A	$A \times 3.2 - 440,000$
6,600,000	\sim	8,499,999	給与収入金額	$\times 0.9 - 1,100,000$
8,500,000	\sim		給与収入	、金額−1,950,000

※ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る前年の合計所得金額が 1,000万円超2,000万円以下 右記表「速算控除-100,000」

【雑(公的年金等)所得金額の速算表】※1円未満の端数切り捨て ◎65歳未満の方(昭和32年1月2日以後生まれ)

公的年金	等収入	、金額(円)	割合	速算控除
	~	1,299,999	100%	- 600,000
1,300,000	\sim	4,099,999	75%	- 275,000
4,100,000	\sim	7,699,999	85%	- 685,000
7,700,000	\sim	9,999,999	95%	- 1,455,000
10,000,000	\sim		100%	- 1,955,000

◎65歳以上の方(昭和32年1月1日以前生まれ)

公的平金	寺収ク	金額(円)	刮合	迷鼻拴除
	\sim	3,299,999	100%	- 1,100,000
3,300,000	\sim	4,099,999	75%	- 275,000
4,100,000	\sim	7,699,999	85%	- 685,000
7,700,000	\sim	9,999,999	95%	- 1,455,000
10,000,000	\sim		100%	- 1,955,000

2,000万円超 ●所得控除

所得控除額は、納税者の個人的事情により税負担能力が異なることを考慮して所得金額から差し引くものです。

右記表「速算控除-200,000」

なお、町民税・県民税の所得控除の概要は次のとおりです。(所得税の控除額とは一部異なります)

			前年の合計所得金額に応	ぶじて適用される控除	(以下の表の	とおり)						
	甘水北水		前年の合計	所得金額	基礎控除額	前年の台	合計所得金額	基礎控除額				
	基礎控除		~	24,000,000	430,000	24,500,001	~ 25,000,000	150,000				
			24,000,001 ~	24,500,000	290,000	25,000,001	~	0				
			納税者や納税者と生計を	一にする配偶者、その	の他の親族が前	前年中に災害や盗難	(、横領等により資産に損	害を受けた場合	7			
	雑損控除		次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(損失の金額-保険などにより補てんされた金額)-総所得金額等×10%									
			②(災害関連支出の金額-保険などにより補てんされた金額)-5万円									
15	従来からの		納税者や納税者と生計を	一にする配偶者、その	の他の親族のカ	こめに前年中にあな	たが支払った医療費があ	る場合				
医	医療費控除	選	(支払った医療費)-(保険	き等により補てんされた	た額)-(総所得	金額等×5%又は10	万円のいずれか少ない	額)				
カリカリ カリカリ カリカリ カリカリ カリカリ カリカリ カリカリ カリカ		択					(控除	限度額:200万	円)			
負物	ことルノ		納税者や納税者と生計を					医薬品を購入	l			
17	メディケーショ	用	た場合。 対象のスイッチOTC医薬品の年間購入額-12,000(控除限度額:88,000)									
151	、 ン税制		※適用を受けるには、納る	税者が健康の増進及	び疾病予防へ	の一定の取り組みを	行ったことが条件となりま	す。				
	社会保険料控除		納税者や納税者と生計を	一にする配偶者、その	の他の親族の社	土会保険料を前年中	に納税者が支払った場合	合(控除額:全額	Į)			
	11. 云体陕村控制	ボ	※納税者と生計を一にす	る配偶者、その他の親	現族が受け取る	5年金から天引きされ	た場合は、納税者の控係	余対象外です。				
1.	小規模企業共済	等	納税者が前年中に小規模	莫企業共済生徒に基べ	づく掛金や心身	/障害者扶養共済掛	金又は個人型確定拠出	年金の掛金を支	Ž			
	掛金控除		払った場合(控除額:全額)									
			受取人を納税者や納税者					り、納税者が前	年			
			中にその保険料や掛金を	*支払った場合。 計算	方法は以下の	表のとおりです。(控	除限度額:70,000)					
			平成24年1月1日以後に	に締結した保険契約等	[(新 契約)		以前に締結した保険契約	<u>り等(</u> 旧契約)				
			支払額(円)	控除額		支払額(円)	控除額					
	生命保険料控防	仝	~ 12,000 全			~ 15,00	0 全額					
	生叩体映料控除		12,001 ~ 32,000 支	江払額×1/2+6,000		$15,001 \sim 40,00$	0 支払額×1/2+7,500					
			$32,001 \sim 56,000$ 支	江払額×1/4+14,000		$40,001 \sim 70,000$	0 支払額×1/4+17,500					
			56,001 ∼ 28	3,000		70,001 ~	35,000					
			※一般生命保険料・個	人生命保険料•介護	医療保険料につ	ついて、それぞれ計	算した控除額を合計しま	す。				
			※新・旧両方の保険料	がある場合はそれぞれ	1上記により計	算した控除額の合計	ㅏ(控除限度額:28,000)と	:なります。				

納税者や納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族が損害保険契約等に基づいて、前年中に支払った地震保険料等がある 場合。計算方法は以下の表のとおりです。(控除限度額:25,000円)

②長期損害保険料

地震保険料控除

配偶者控除

配偶者特別控除

*

①地震保険料

支払保険料の合計額×1/2 ※1つの契約が上記①及び②のいずれにも該当するときは、それ

ぞれで計算して有利な方を用います。

支払保険料総額(円) 地陉貊 5,000 全額 $5,001 \sim 15,000$ 支払額×1/2+2,500円 15,001 ~ 10,000円

※納税者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外です。

納税者と生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族になっている人、事業専従者を除く)の前年中の合計所得が48万円以下の 場合。70歳以上の以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。控除額は以下の表のとおりです。

※納税者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外です。

133万円以下の場合。控除額は以下の表のとおりです。

				納税郭	養務者の合計所?	950万円超
控除の種類	配偶者の合	計所得	身金額 (円)	900万円以下	900万円超 950万円以下	
司伊 孝坎岭 一般		٥.	480,000	33万円	22万円	11万円
配偶者控除 一般 老人			400,000	38万円	26万円	950万円超 1,000万円以下 11万円 13万円 11万円 11万円 11万円 9万円 7万円
	480,001	\sim	950,000	33万円	22万円	11万円
	950,001	\sim	1,000,000	33万円	22万円	11万円
	1,000,001	\sim	1,050,000	31万円	21万円	11万円
	1,050,001	\sim	1,100,000	26万円	18万円	9万円
配偶者特別控除	1,100,001	\sim	1,150,000	21万円	14万円	7万円
品加州 17万月主体	1,150,001	\sim	1,200,000	16万円	11万円	6万円
	1,200,001	\sim	1,250,000	11万円	8万円	4万円
	1,250,001	\sim	1,300,000	6万円	4万円	2万円
	1,300,001	\sim	1,330,000	3万円	2万円	1万円
	1,330,001	\sim			なし	

納税義務者と生計を一にする親族の前年の合計所得金額が48万円以下の場合。 ①一般の扶養親族 16歳以上19歳未満 23歳以上70歳未満 (控除額:33万円) 扶養控除 ②特定扶養親族 19歳以上23歳未満 (控除額:45万円) ③老人扶養親族 70歳以上(控除額:38万円) **※** 老人扶養親族のうち、納税義務者や納税義務者の配偶者の直系尊属で、納税義務者や納税義務者の配 4)同居老親等 偶者のいずれかとの同居を常としている人 (控除額:45万円)

納税者自身が障害者である場合、又は納税者と生計を一にする前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者(生計同一配偶者) 障害者控除 及び扶養親族が障害者に該当する場合。 **

D.普通障害者(控除額:26万円) ②特別障害者(控除額:30万円) ③同居特別障害者(控除額:53万円) 婚姻歴や性別に関わらず、次のいずれかに該当する場合(控除額:30万円)

ひとり親控除 ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ・生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人)がいること。 **※**

・前年の合計所得金額が500万円以下であること

上記ひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する場合(控除額:26万円) 寡婦控除 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人

※ ・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人

勤労学生控除※ 納税義務者が学生で前年の合計所得金額が75万円以下(そのうち給与所得以外の所得が10万円以下)の場合(控除額:26万円)

※前年の12月31日(年の途中で死亡された場合は、その死亡日)の現況において判断されます

●税額控除 (1)配当控除

配当所得の金額×以下の控除率

課税標準額 町|県 1.6% 1.000万円以下の部分 1 2% 1,000万円超の部分 0.8% 0.6%

※控除率は配当所得の種類により異なります。

(2)配当割額·株式等譲渡所得割額控除

配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除する場合の金額

【町】配当·株式等譲渡所得割額 × 3/5

【県】配当·株式等譲渡所得割額 × 2/5

(3)住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、平成21年から令和4年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①から②を控除した金額(前年 分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和4年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を 「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅 借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

前年中に控除の対象となる寄附金を支出し、寄附金の合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合は、その金額)が2,000円を 超える場合には、その超える金額の町民税は6%、県民税は4%の金額を控除することができます。また、都道府県や市区町村などへの寄附金が2,000 円を超える場合は、その超える金額に前年中の課税所得金額に応じて得た率を乗じて得た額の、町民税は3/5、県民税は2/5の額を加算した額を控除 することができます。(調整控除後の所得割の20%の金額を超える場合はその20%の額)

(5) 調整控除 ※課税所得金額とは課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額です。

I	課税所得金額	控除額(以下合計所得金額2,500万円以下の場合のみ適用)	
Ī	200万円以下	①人的控除の差の合計額 ②町県民税の課税所得金額 ①と②のいずれか少ない金額の5%を所得割額から控除	
ı		000 11 7 (100 2 01 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
	200万円超	{人的控除の差の合計額-(町県民税の課税所得金額-200万円)}の5%を所得割額から控除。※この金額が2,500円未満の場合は2,500円	